

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）の概要 （文化分野抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

1. 全体の主な構成

40C/5-第1巻-決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案(Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)

政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

40C/5-第2巻-事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

2. 主要事業 (Major Programme) IV — (Culture) の内容

40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

事業 (Programmes)

主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme IV) —文化 (Culture)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：
 - 第39回ユネスコ総会で決議された文化分野の活動計画の2020-2021年における継続実施。
 - 以下の戦略的目的のための、南南協力ⁱ・三角協力ⁱⁱやプログラム開発の全ての段階における市民社会や民間セクター、その他国連機関や国際組織との協力を深めるための取組みの推進。
 - 戦略的目的7：遺産の保護 protecting、理解増進 promoting、継承 transmitting
 - 戦略的目的8：創造性と文化的表現の多様性の涵養
 - 上記目的のための2020-2021年における予算の割り当て。

2. 事務局長に以下の点について要請する：

- 本決議により権限が与えられた活動の実施。
- ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン1：対話と発展のための文化と遺産の保護、保全、理解増進 promoting 及び継承

- 加盟国による1972年条約の効果的な履行を通じた有形遺産の特定、保護、観察と持続的な管理
- 加盟国による1970年条約及び「文化財の原産国への返還または不法な入手の場合における回復に関する政府間委員会」による作業及び2015年博物館と収蔵物に関するユネスコ勧告の履行を通じた不法に輸入・輸出・転送された文化財への対抗
- 加盟国による1954年条約の二つのプロトコルの批准と効果的な履行を通じた文化遺産の保護
- 加盟国による2001年条約の批准と効果的な履行を通じた水中文化遺産の特定・保全・持続的な管理
- 加盟国によるユネスコの文化に関する基準文書の効果的な履行を通じた文化の保護と文化的多様性の推進

主要活動ライン2：持続可能な開発のための創造性と文化的表現の多様性

の涵養及び無形文化遺産の保護

- 加盟国による 2003 年条約を通じた無形文化遺産の特定と保護
 - 2005 年条約を通じた文化的表現の多様性の促進に関する政策・手法の加盟国による立案と履行
 - 国レベルの枠組み・戦略等の統合や条約・勧告などの文化政策枠組みの実践 implementation に関する SDGs の合理化を通じ、文化が SDGs へ貢献可能であることを周知・証明・強化
-
- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。
 - ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。

40C/5—第 2 巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

- 文化局は 2030 アジェンダに向けた取組みの強化と文化関係条約の各取組み間の相補的關係をより反映するため修正を提案。
- 事業実施のための創造的な cross-cutting アプローチは、39C/5 において、2030 アジェンダの実施を支援するものとして位置付けていたが、40C/5 においては、加盟国の取組みと持続可能な開発のための文化の cross-cutting な役割の周知のためのイニシアチブをより捉えるための修正を実施。特に国レベルの取組みに焦点をあてている。
- 並行して、事務局は文化関係条約の執行機関が 2030 アジェンダをどのように支援しているかを提起的にレビューする予定。このため、文化大臣会合を提案。
- 遺産教育イニシアチブ（世界遺産教育、無形文化遺産教育の公式・非公式教育への統合等）は、SDG ターゲット 4.7 における文化多様性の尊重に対応するものとして、存続。
- ユネスコの政策（先住民族の関与）と 2019 年が国際先住民族言語年であることを鑑み、先住民族に関する取組みの拡大も提案。
- 文化教育、先住民族、文化大臣会合の開催に係る事業の修正により、任意拠出金による追加的財政措置が必要となっている。

【MLA1：対話と発展のための文化と遺産の保護、保全、活用及び継承】

(※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。)

- 有形遺産の保護（1972年世界遺産条約、2011年歴史的都市景観に関する勧告）
期待される結果1：
加盟国による1972年条約等の効果的な履行を通じた有形遺産の特定、保護、観察と持続的な管理
- 1970年条約及び及び2015年博物館と収蔵物に関するユネスコ勧告の履行を通じた不法に輸入・輸出・転送された文化財への対抗
期待される結果2：
加盟国による1970年条約及び「文化財の原産国への返還または不法な入手の場合における回復に関する政府間委員会」による作業及び2015年博物館と収蔵物に関するユネスコ勧告の履行を通じた不法に輸入・輸出・転送された文化財への対抗
- 紛争時における文化財の保護（1954年条約及び1999年の2つの議定書）
期待される結果3：
加盟国による1954年条約及び1999年の二つの議定書の批准と効果的な履行を通じた文化遺産の保護
- 水中文化遺産の保護（2001年条約）
期待される結果4：
加盟国による2001年条約の批准と効果的な履行を通じた水中文化遺産の特定・保全・持続的な管理
- 緊急事態における文化の保護
期待される結果5：
加盟国によるユネスコの文化に関する基準文書の効果的な履行を通じた文化の保護と文化的多様性の推進

【MLA2：持続可能な開発のための創造性と文化的表現の多様性の促進及び無形文化遺産の保護】

- 無形文化遺産の保護（2003年条約）
期待される結果6：
加盟国による2003年条約を通じた無形文化遺産の特定と保護

- **文化的表現の多様性の促進（2005年条約、1980年芸術家に関する勧告）**
期待される結果 7：
2005年条約を通じた文化的表現の多様性の促進に関する政策・手法の加盟国による立案と履行
- **持続可能な開発の達成における文化の役割のモニタリングと測定**
期待される結果 8：
国レベルの枠組み・戦略等の統合や条約・勧告などの文化政策枠組みの実践 implementation に関する SDGs の合理化を通じ、文化が SDGs へ貢献可能であることを周知・証明・強化

i 南南協力（South-South cooperation） 開発における途上国間の協力を指す。

ii 三角協力（North-South-South cooperation） 先進国や国際機関が途上国の行う南南協力を支援することを指す。

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）の概要 （情報・コミュニケーション分野抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

1. 全体の主な構成

40C/5-第1巻-決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案(Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)

政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

40C/5-第2巻-事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

2. 主要事業 (Major Programme) V — 情報・コミュニケーション (Communication and Information) の内容

40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

事業 (Programmes)

主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme V) — 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：

- 第 39 回ユネスコ総会で決議された情報・コミュニケーション分野の活動計画の 2020-2021 年における継続実施。
- 以下の戦略的目的のための、南南協力ⁱ・三角協力ⁱⁱやプログラム開発の全ての段階における市民社会や民会セクター、その他国連機関や国際組織との協力を深めるための取組みの推進。
 - 戦略的目的 9：表現の自由、メディア開発及び情報と知識へのアクセスの促進
- 上記目的のための 2020-2021 年における予算の割り当て。

2. 事務局長に以下の点について要請する：

- 本決議により権限が与えられた活動の実施。
- ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン 1：オンライン・オフラインの表現の自由の促進、ジャーナリストの安全の促進、メディアの多様性及び参加推進、独立メディア支援

- 報道を含む表現の自由、情報へのオンライン・オフラインによるアクセスの権利に関連する規範と政策の向上
- 多様性、ジェンダー平等及び若者のエンパワーメントに対するメディアの貢献
- 国際コミュニケーション開発計画の草の根プロジェクト支援が強化

主要活動ライン 2：ICT を通じた情報と知識へのユニバーサルアクセス確保及び保存による知識社会構築

- 情報社会に関する世界サミット (WSIS) 及び万人のための情報プログラム (IFAP) 等による能力の強化
- 持続可能な開発のための ICT 技術の革新的な活用を通じて、情報へのユニバーサルアクセスの推進
- 世界の記憶事業を通じた、記録文書の特定、保護、アクセスおよび普及

- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。
- ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。

40C/5—第 2 巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) V — 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

- 39/C5 に含まれる 4 年計画の文脈に則り、持続可能な開発目標の達成に貢献するため、表現の自由、メディアの発展や包摂的知識基盤型社会の推進において、社会的、政策的、技術的観点で事業を強化。人工知能 (AI) を含む新たに出現するデジタル技術の影響や、ヘイトスピーチなど、情報不足や誤った情報が我々社会に与える脅威に対して、より焦点をあてて事業を実施。
- 2020-2021 年は、ジェンダー平等及びアフリカを優先した取組を継続。
- 人工知能 (AI)、IoT、ブロックチェーン技術など新たな技術の発展と応用による急激な変化に対して、ユネスコは AI におけるグローバル対話を進め、技術移転に関連した主要な課題と機会について提起するため助言とリソースを提供する。提案する活動としては、新しく出現する技術がもたらす倫理的側面、ガバナンス的側面、人権的側面にかかる意味合いについて認識向上に重点を置く。特に、表現の自由、民主主義プロセスや情報へのアクセス、及び持続可能な発展のための目標 (SDGs) 達成の可能性の調和において、これらの技術が与える脅威への取組に焦点を当てる。デジタル時代における基本的権利の推進と保護にかかる努力を増大させて、市民が適切なデジタルスキルをもった対応を確実にでき、メディア情報社会に貢献できるよう推進する。
- 特に選挙時などにおけるオンライン・ヘイトスピーチ、情報不足や誤った情報などを考慮して、オンラインによる表現の自由や人権に関連した活動を発展させる。加盟国が ROAM 枠組みにおけるインターネットの活用を行えるよう、ユネスコはメディア情報リテラシーを継続して推進する。
- ユネスコはジャーナリストの保護に関する国連の行動計画を継続して促進。メディア専門家の能力向上を促進するとともにメディアリテラシーを普及。情報と知識へのユニバーサルアクセスをオープン教育リソース等により推進する。世界の記憶事業を通じて、ユネスコは記録遺産の保護とアクセスおよびその重要性にかかる普及を進める。国際コミュニケーション開発計画 (IPDC)、及びみんなのための情報計画 (IFAP) に鑑み、主要事業 V の中で相乗効果を生み出せるよう取組む。

【MLA1：オンライン・オフラインの表現の自由の促進、ジャーナリストの安全の促進、メディアの多様性及び参加推進、独立メディア支援】

(※MLA：主要活動ライン。Main Line of Action の略。)

(期待される成果)

- ・ 加盟国において、報道を含む表現の自由、情報へのオンライン・オフラインによるアクセスの権利に関連する規範と政策の向上がみられるとともに、ジャーナリストの安全および刑事責任の免除に関する国際連合行動計画が強化される
- ・ 加盟国において、多様性、ジェンダー平等及び若者のエンパワーメントへのメディアの貢献向上から利が得られる、また、メディアや情報リテラシープログラム並びに緊急事態や災害に対応する効果的なメディアを通じて社会が力づけられる
- ・ メディア発達が強化され、加盟国においてモニタリングやリポートのシステムが改善され、これらにより国際コミュニケーション開発計画の草の根プロジェクト支援が強化される

【MLA2：ICT を通じた情報と知識へのユニバーサルアクセス確保及び保存による知識社会構築】

(期待される成果)

- ・ 情報社会に関する世界サミット（WSIS）及び万人のための情報プログラム（IFAP）等、関連する規範的枠組みの実施を通じて、加盟国の能力が強化される
- ・ オープンで包括的な解決及び持続可能な開発のための ICT 技術の革新的な活用を通じて、情報へのユニバーサルアクセスの推進にかかる措置が加盟国において取られる
- ・ 世界の記憶事業を通じて、記録文書遺産の特定、保護、アクセスおよび普及がグローバルレベル及びナショナルレベルで強化される

i 南南協力（South-South cooperation） 開発における途上国間の協力を指す。

ii 三角協力（North-South-South cooperation） 先進国や国際機関が途上国の行う南南協力を支援することを指す。